

山形県建築基準条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章～第2章 一略一	第1章～第2章 一略一
第3章 特殊建築物	第3章 特殊建築物
第1節～第7節 一略一	第1節～第7節 一略一
<u>第8節 劇場、映画館、観覧場、演芸場、公会堂及び集会場（第35条―第42条）</u>	<u>第8節 劇場、映画館、観覧場、演芸場、公会堂及び集会場（第35条―第43条）</u>
<u>第9節 その他の特殊建築物（第43条）</u>	
第3章の2～第5章 一略一	第3章の2～第5章 一略一
附則	附則
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築の制限、法第40条の規定による建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限、 <u>法第43条第2項</u> の規定による建築物の敷地又は建築物と道路との関係についての制限並びに法第88条第1項において準用する法第40条の規定による工作物の構造に関する制限の付加並びに法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限について、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築の制限、法第40条の規定による建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限、 <u>法第43条第3項</u> の規定による建築物の敷地又は建築物と道路との関係についての制限並びに法第88条第1項において準用する法第40条の規定による工作物の構造に関する制限の付加並びに法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限について、必要な事項を定めるものとする。
（かど空地）	（かど空地）
第3条 都市計画区域内にある <u>法第43条第2項</u> に規定する建築物の敷地に、それぞれの幅員が6メートル未満の道路によつてかど地を生ずる場合においては、そのかど地部分に、かどを頂点とし、底辺の長さが2メートルの二等辺三角形の空地を保有しなければならない。ただし、道路にすみ切りがある場合若しくはかど地のすみ角が120度以上である場合又は通行上支障がない場合においては、この限りでない。	第3条 都市計画区域内にある <u>法第43条第3項第1号から第4号まで</u> に規定する建築物の敷地に、それぞれの幅員が6メートル未満の道路によつてかど地を生ずる場合においては、そのかど地部分に、かどを頂点とし、底辺の長さが2メートルの二等辺三角形の空地を保有しなければならない。ただし、道路にすみ切りがある場合若しくはかど地のすみ角が120度以上である場合又は通行上支障がない場合においては、この限りでない。
<u>（防火構造）</u>	
第28条 <u>法第22条第1項の市街地の区域内にある木造建築物等（主要構造部を準耐火構造としたものを除く。）のうち、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物（以下「旅館等」という。）で、階数が2であり、かつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。</u>	第28条 削除

(廊下及び階段)

第29条 旅館等の居室の面積の合計が100平方メートルを超える階における廊下、階段及びその踊場の幅は、1.2メートル以上としなければならない。ただし、浴室、便所、物置その他これらに類するものの専用の廊下、階段及びその踊場の幅は、0.75メートル以上とすることができる。

2 -略-

(長屋の防火構造)

第34条 法第22条第1項の市街地の区域内にある木造建築物等(主要構造部を準耐火構造としたものを除く。)のうち、長屋の用途に供するもの(2戸建てのものを除く。)で、階数が2以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものについては、第28条の規定を準用する。

2 -略-

第9節 その他の特殊建築物

(外壁及び軒裏)

第43条 法第22条第1項の市街地の区域内にある木造建築物等(主要構造部を準耐火構造としたものを除く。)で、次の各号の一に該当するものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

(1) 第5条第10号及び第11号に掲げる用途に供する建築物で階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの

(2) 診療所(患者の収容施設があるものに限る。)の用途に供する建築物で階数が2以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第45条の3 法第85条第5項の規定による特定行政庁の建築の許可を受けた仮設建築物については、この条例の規定は、適用しない。

(廊下及び階段)

第29条 ホテル、旅館、簡易宿所、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の居室の面積の合計が100平方メートルを超える階における廊下、階段及びその踊場の幅は、1.2メートル以上としなければならない。ただし、浴室、便所、物置その他これらに類するものの専用の廊下、階段及びその踊場の幅は、0.75メートル以上とすることができる。

2 -略-

(長屋の防火措置)

第34条 -略-

(削る)

第43条 削除

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第45条の3 法第85条第5項又は第6項の規定による特定行政庁の建築の許可を受けた仮設建築物については、この条例の規定は、適用しない。